

藍少年野球クラブ規約

第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は「藍少年野球クラブ」と称する。

(構成)

第2条 本会は、スポーツクラブ21藍に所属し、団員の指導にあたるコーチ会と団員の保護者からなる保護者会及び小学校在学の児童で構成する。就学前の児童（対象は満4歳から6歳）については、原則として保護者同伴の上で受け付ける。ただし、コーチ会で認める場合はその限りではない。

(目的)

第3条 本会は、藍少年野球クラブの団員が、野球を通じて心身ともに健全となり、将来野球に限らず身体を動かすことが楽しく、スポーツに積極的に取り組める様になることを目指し、さらに団員・保護者及びコーチなどの親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は前条の目的の為、次の方針に基づいて活動を行う。

- ・団員が小学生・園児等で構成されていることを尊重し学校活動及び子供会活動を優先する。
- ・『陽気に！元気に！生き生きと！』をスローガンに各団員の技術力などの向上を図る。
- ・活動方針並びに運営方法等詳細は、別途定める。

(入団)

- 第5条 ① 入団は、本人及び保護者の承諾と、入団確認書を提出した上で許可するものとする。ただし、1ヶ月程度の体験を経るものとする。なお、入団は随時受け付け、体験時は原則保護者同伴とする。コーチ会が了承すれば、複数回の体験を行うことが出来る。（ただし体験の同伴者は保護者の指定した代理者を可とする）
- ② 反社会的組織に関わる者、及びコーチ会で不適格と判断した者は入団を認めない。

第二章 組 織

(組織)

第6条 本会の組織は、コーチ会及び保護者会からなる。

(コーチ会)

第7条 ① コーチ会は、以下に示すコーチなどにより構成される。

なお、コーチなどの依頼に際しては、広く人材を募集し快く団員の指導に当たれる方をお願いするものとする。

代表		1名
監督	各チーム	1名
コーチ	各チーム及びフリー	若干名
会計		1名
チームスタッフ		若干名

② コーチの選任は随時コーチ会議で検討し、監督はコーチ会議で選出する。

③ コーチ会は必要に応じ、顧問・副代表・審判部及びコーチ会に事務局を設置することが出来る。

(保護者会)

第8条 ① 保護者会は当会に入団している児童の保護者で構成され、以下に示す役員会を組織する。

会長	1名
副会長	各チーム1名
スポーツクラブ21担当	2名（藍小：1名、つつじ小：1名）
スタッフサポーター	(有志)
会計監査	1名

② 保護者会の役員選出は、毎年総会において選出する。

(任務)

第9条 保護者会会長は本会の活動及び行事を統括する。コーチ及び各役員・幹事は自己の役割はもとより、時として他のコーチ及び役員・幹事の代行をし、運営を円滑に図るものとする。別途任務分担表を作成する。

(任期)

第10条 任期は一年とする。ただし、再選を妨げない。

第三章 会 議

(総会)

- 第11条 ① 総会は、コーチ会及び保護者会で構成し、年一回（原則として12月中旬までに）開催する。
② 総会では、役員などの選出・会計報告・予算案その他必要な案件を審議する。
③ 総会は、委任状も含めて保護者会2/3以上の出席をもって成立するものとする。
④ 議決権は各家庭1とする。
⑤ 議案に関しては、出席者の過半数をもって可決する。

(役員会等)

第12条 コーチ会・役員会は、本会の活動の円滑な運営を図る為、随時必要に応じて開くことが出来る。

(規約の改廃)

第13条 本規約の改廃は、総会の議決により行うものとする。

第四章 諸 則

(経費)

第14条 本会の経費は、団員及びその他の寄付によって賄うものとする。

(団費等)

- 第15条 ① 団費は入会金と月会費とし、入会金は2,000円とする。月会費は、小学生は1人目2,000円、ただし兄弟姉妹で入団している場合は2人目から1,000円とする。また、就学前の児童は1,000円とする。
② 就学前の児童については、天候等の諸事情により月2回以上開催できない場合、月会費は発生しないものとする。ただし病気等の個人的理由での欠席についてはこれに該当しない。

(保険)

第16条 団員・コーチについては、本会でスポーツ傷害保険に加入する。保護者のうち送迎などのお手伝いをされる方は、任意に加入する。

(退部)

- 第17条 ① 団員が卒団以外で退団するときは、各チームの監督又は、コーチに退団届けを提出すること。ただし、反社会的組織に関わる者及びコーチ会で不適格と判断した者はお退団させる事ができる。
② 本会が認める正当な理由により当月末までに休団届を提出した場合は、その翌月より3ヶ月までの休団が認められる。なお、その期間の月会費は免除する。これらのことがない場合は、退団扱いとする。

(附 則)

1. 本会は規約第3条（目的）達成の為、「三田市少年軟式野球協会」に加盟すると共に同協会の規約の拘束を受ける。
2. 本会の事務局は、保護者会会長宅に置くものとする。
3. 本規約は、平成11年度より施行する。
4. 平成16年度改訂
5. 平成18年度改訂
6. 平成19年度改訂
7. 平成22年度改訂
8. 平成29年度改訂
9. 令和2年度改定
10. 令和3年度改訂（附則1. 廃止）
11. 令和4年度改訂
12. 令和6年度改訂